

一般社団法人富山県ソフトボール協会 定 款

平成31年 3月27日 作 成

平成31年 4月 1日 成 立

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人富山県ソフトボール協会（以下「当法人」という。）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、富山県のソフトボール界を統轄し、代表する団体として富山県のソフトボールの普及と振興ならびに競技力向上を図り、もって県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ソフトボールの普及および奨励ならびに競技力向上のために必要な事業
- (2) ソフトボールに関する（各種）競技会の開催事業
- (3) ソフトボール競技公認審判員、公式記録員および指導者の養成を目的とした事業
- (4) ソフトボールチームの育成および選手の強化に関する事業
- (5) ソフトボールに関する講習会の開催、情報の収集、伝達に関する事業
- (6) ソフトボールの全国大会、北信越大会、中日本ブロック大会等への役員およびチームの派遣に関する事業
- (7) 関連組織への援助および助成を行う事業
- (8) 富山県、公益財団法人富山県体育協会、公益財団法人日本ソフトボール協会その他の関係機関との連絡協調、協力する事業
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

(機関の設置)

第6条 当法人は、評議員（社員）、評議員会（社員総会）、理事、理事会および監事を置く。

第2章 会 員

(会 員)

第7条 会員は、当法人の目的に賛同し、この事業を理解している個人または団体であって、理事会の承認を得た個人および団体とする。

(入 会)

第8条 会員として入会しようとする者（以下「本人」という。）は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、評議員会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会 費)

第9条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になったときおよび毎年、評議員会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 会員である団体が解散したとき
- (4) 正当な理由なく会費納入義務を6ヶ月以上怠ったとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第11条 会員は、退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届により届け出て、任意に退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、評議員会において、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数の議決をもって、除名することができる。

- (1) 当法人の定款またはその他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つめまたは目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名する正当な理由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及および義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既存の会費およびその他の抛出金品はこれを返還しない。

第2章 評議員

(評議員の選出・員数その他)

第14条 当法人に評議員を置く。

2 評議員は、第51条に掲げる加盟団体等より選出、推薦を受けた者とし、理事会の承認を受けるものとする。

3 評議員の員数は、別に定める基準により定める。

4 前項の評議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(評議員名簿)

第15条 当法人は、評議員の氏名および住所を記載した評議員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の評議員に対する通知または催告は、評議員名簿に記載した住所又は評議員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(評議員の資格の喪失)

第16条 評議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも評議員を辞任することができる。

2 評議員会は、正当な理由があると認められる場合には、評議員会において、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数の議決をもって、評議員の資格を喪失させることができる。

この場合、その評議員に対し、評議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前項のほか、第10条の規定による会員資格の喪失によって評議員の資格を失う。

第3章 評議員会

(評議員会)

第17条 当法人の評議員会は、第14条第2項で選出、推薦を受けた評議員をもって構成し、定時評議員会および臨時評議員会の2種とする。

2 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会である。

(議決権等)

第18条 評議員会における議決権は、評議員1名につき1個とする。

(評議員会の権限)

第19条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任および解任
- (2) 役員等の報酬の額またはその規定
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業計画および収支予算
- (5) 各事業年度の事業報告および決算報告
- (6) 入会の基準ならびに会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 長期借入金ならびに重要な財産の処分および譲り受け
- (9) 解散および残余財産の処分
- (10) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡
- (11) 理事会において評議員会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項およびこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第20条第2項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

(開 催)

第20条 定時評議員会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき
- (2) 総評議員の10分の1以上から、評議員会の目的である事項および招集の理由を記載した書面により、開催の請求が会長にあったとき

(招 集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故もしくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

2 評議員会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項、その他法務省令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、評議員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第22条 評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

2 会長は、第20条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時評議員会を開催しなければならない。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選任する。

(定足数)

第24条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議の方法)

第25条 評議員会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数の議決により決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の議決により決するものとする。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(評議員会の決議の省略)

第26条 評議員会の決議の目的たる事項について、理事または評議員から提案があった場合において、その提案に評議員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第27条 評議員は、当法人の評議員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第25条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

(評議員会議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長および出席した評議員のうち2名が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(評議員会規則)

第29条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会規則による。

第4章 理事、監事および代表理事

(理事、監事の員数および選任方法)

第30条 当法人の理事の員数は、10名以上35名以内、監事の員数は2名とする。

2 当法人の理事および監事は、評議員会において選任する。

3 会長（1名）、副会長（若干名）、理事長（1名）、副理事長（若干名）および常任理事（若干名）は理事会において選任する。

4 前項の会長および理事長をもって、一般社団法人・財団法人法第90条第3項に規定する代表理事とする。

5 理事は、当法人の監事または使用人を兼ねることができない。

6 監事は、当法人の理事または使用人を兼ねることができない。

7 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他法令で定める特別の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

監事についても同様とする。

8 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係のあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

監事についても同様とする。

9 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務および権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2 会長は、当法人を代表し、会務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

5 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

6 常任理事は、理事長および副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

7 理事長、副理事長および常任理事の権限は、理事会の決議により別に定める職務権限規定による。

8 理事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(監事の職務および権限)

第32条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。この場合、法務省令で定めるところにより監査報告書を作成しなければならない。
- (2) 当法人の業務ならびに財産および会計の状況を監査すること。
- (3) 評議員会および理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正な行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認められるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは不当な事実があると認めるときは、これを評議員会および理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
ただし、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生じる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任 期)

- 第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補充または増員により選任された理事の任期は、前任者または現任者の任期の残任期間と同一とする。
 - 4 任期の満了前に退任した監事の補充として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了すべき時までとする。
 - 5 理事・監事および代表理事（以下「役員」という。）は、辞任または任期満了後において、定数を欠くに至った場合には、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解 任)

第34条 役員は、次のいずれかに該当するときは、いつでも評議員会の決議によって解任することができる。

ただし監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員会の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行なわなければならない。

- (1) 職務上の義務に反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、また、これに耐えないとき。

(報酬等)

第35条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額については、評議員会において別に定める役員等の報酬および費用弁償等の規定による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第49条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の免除)

第37条 当法人は、役員の一一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、顧問、参与)

第38条 当法人には、名誉会長、顧問および参与を若干名置くことができる。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 名誉会長は、理事会および評議員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。名誉会長は、当法人の重要事項について、会長に意見を述べることができる。

3 顧問は、当法人の会長または副会長であった者および当法人に功労があった者の中から、理事会および評議員会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は、会長および理事会の諮問に応ずる。

4 参与は、理事会および評議員会で推挙し、会長が委嘱する。参与は、理事会の諮問に応ずる。

5 名誉会長、顧問および参与は無報酬とする。

6 名誉会長、顧問および参与に関する細則は、理事会において定める。

第5章 理事会

(構成)

第39条 当法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事をもって組織する。

(権 限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時および場所ならびに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事の選定および解職
- (5) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分および譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任および解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および設置
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第37条の責任の免除

(種類および開催)

第41条 理事会は、定時理事会および臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎年2ヶ月に1回、おおむね6回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第32条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

(招 集)

第42条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項3号により理事が招集する場合および同条3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号または第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、会議の目的である事項を記載した書面をもって、開催の1週間前までに各理事および各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第47条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第41条第2項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事および監事はこれに記名捺印しなければならない。

(理事会規則)

第49条 理事会に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会規則による。

第6章 加盟団体

(加盟)

第50条 当法人は、公益財団法人富山県体育協会ならびに公益財団法人日本ソフトボール協会に、その加盟団体として加盟する。

(加盟団体等)

第51条 当法人は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、この法人に加盟したものを加盟団体（以下「加盟団体」という。）とする。

- (1) 富山県内の市、郡、町の体育協会が認めたソフトボール協会
- (2) 富山県における、各学校のソフトボールを統轄する競技団体
- (3) その他、理事会において認めるソフトボール競技団体およびチーム

(加盟手続き)

第52条 当法人の加盟団体になろうとする前条各号に該当する団体は、加盟申請書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 加盟団体が第51条各号に該当しなくなった場合または加盟団体として不適当と認める場合は、理事会の決議によって当該団体を除名することができる。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第54条 当法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(事業計画および収支予算)

第55条 当法人の事業計画および収支予算ならびに資金調達の見込みおよび設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合でも、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入および支出をすることができる。
- 3 前項の収入および支出は、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。

(事業報告および決算)

第56条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 当法人は、第1項の定時評議員会の終結後、遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表および損益計算書を公告するものとする。

（長期借入金および重要な財産の処分または譲り受け）

第57条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員において総評議員の過半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分または譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

（剰余金の分配を行わない定め）

第58条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（会計原則）

第59条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 当法人は、会計帳簿の閉鎖の時から、10年間その会計帳簿およびその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第8章 定款の変更、合併および解散等

（定款の変更）

第60条 この定款は、評議員会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

（合併等）

第61条 当法人は、評議員会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般財団・財団法人法に規定する法人との合併、事業の全部を譲渡することができる。

(解散)

第62条 当法人は、一般社団・財団法人法第148条1号および第2号ならびに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、評議員会において、総評議員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第63条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の3分の2以上の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第64条 当法人の事業を推進するために必要であるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員および学職経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会は理事会から諮問された事項について調査、検討（協議）等を行う。
- 4 委員会の委員は、法令およびこの定款の定める理事、理事会および監事の権限を代理することはできない。
- 5 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第65条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任命し、その他職員は、会長が任命する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

(備え付け帳簿および書類)

第66条 主たる事務所には常に次に掲げる帳簿および書類を定時評議員会の日から2週間前の日から5年間、備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (3) 評議員名簿および評議員の異動に関する書類
- (4) 理事、監事および職員の名簿および履歴書
- (5) 認定、許可、認可および登記等に関する書類
- (6) 定款に定める理事会および評議員会の議事に関する書類
- (7) 財産目録
- (8) 役員等の報酬規定
- (9) 事業計画書および収支予算書
- (10) 業務報告書および決算書類
- (11) 監査報告書
- (12) その他法令で定める帳簿および書類

2 前項各号の帳簿および書類等の閲覧については法令の定めによるほか、第67条第2項に定める情報公開規定によるものとする。

第11章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第67条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第68条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(委 任)

第69条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第70条 当法人は、当法人に財産の贈与もしくは遺贈する者、当法人の役員もしくは会員またはこれらの親族に対し、施設の利用、金銭の貸し付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えることはできない。

(設立時社員の氏名および住所)

第71条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

富山市北代4412番地

田 畑 裕 明

富山県下新川郡入善町笹原312番地

竹 島 正 隆

富山県下新川郡入善町高島219番地2

廣 瀬 修

富山県砺波市小杉32番地

秋 本 潤

富山市婦中町新町2735番地

安 川 悟

富山市楡原490番地47

山 下 今朝夫

(設立時の役員)

第72条 当法人の設立時理事および設立時監事は、次のとおりとする。

| | |
|-------|----------------|
| 設立時理事 | 田 畑 裕 明 (会長) |
| 設立時理事 | 野 原 孝 夫 (副会長) |
| 設立時理事 | 五十嵐 務 (副会長) |
| 設立時理事 | 坂 田 勲 (副会長) |
| 設立時理事 | 竹 島 正 隆 (副会長) |
| 設立時理事 | 廣 瀬 修 (理事長) |
| 設立時理事 | 秋 本 潤 (副理事長) |
| 設立時理事 | 能 登 泰 幸 (副理事長) |
| 設立時理事 | 安 川 悟 (副理事長) |
| 設立時理事 | 増 田 由美子 (副理事長) |
| 設立時理事 | 富 岡 智 (常任理事) |
| 設立時理事 | 二 塚 敦 (常任理事) |
| 設立時理事 | 長 江 信 市 (常任理事) |
| 設立時理事 | 木 原 誠 (常任理事) |
| 設立時理事 | 谷 端 智 |

| | |
|-------|-------|
| 設立時理事 | 西岡弘道 |
| 設立時理事 | 渡辺満雄 |
| 設立時理事 | 位寄貴光 |
| 設立時理事 | 三鍋恵子 |
| 設立時理事 | 竹幹雄 |
| 設立時理事 | 碓井健次 |
| 設立時理事 | 青木実 |
| 設立時理事 | 関根邦明 |
| 設立時理事 | 上野勉 |
| 設立時理事 | 金平恭一 |
| 設立時理事 | 山元清浩 |
| 設立時理事 | 籠伊晴美 |
| 設立時理事 | 田中一昭 |
| 設立時理事 | 森克己 |
| 設立時理事 | 山下今朝夫 |
| 設立時理事 | 山岸秋雄 |
| 設立時理事 | 水野史男 |
| 設立時理事 | 森井葉子 |
| 設立時理事 | 島田博昭 |
| 設立時理事 | 石田稔 |
| 設立時監事 | 中村清志 |
| 設立時監事 | 利田敏夫 |

(設立時の代表理事)

第73条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

富山市北代4412番地

設立時代表理事 田畑裕明

富山県下新川郡入善町高畠219番地2

設立時代表理事 廣瀬修

(最初の事業年度)

第74条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成32年3月31日までとする。

(最初の役員の任期)

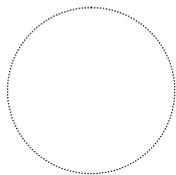
第75条 当法人の設立当初の役員の任期は、第33条の規定にかかわらず、平成31年度の最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(定款に定めのない事項)

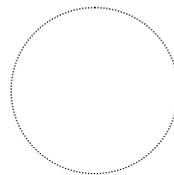
第76条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人富山県ソフトボール協会を設立するため、本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

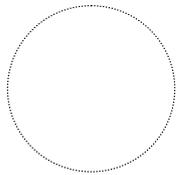
平成31年 3月27日



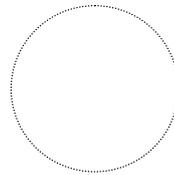
設立時社員 田 畑 裕 明



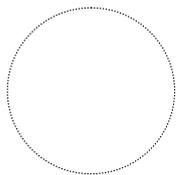
実印



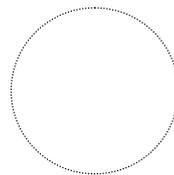
設立時社員 竹 島 正 隆



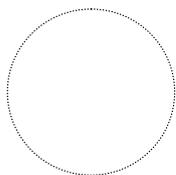
実印



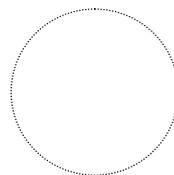
設立時社員 廣 瀬 修



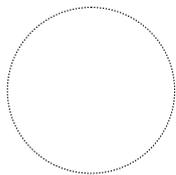
実印



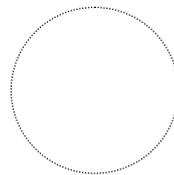
設立時社員 秋 本 潤



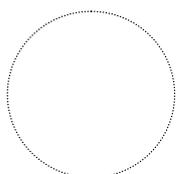
実印



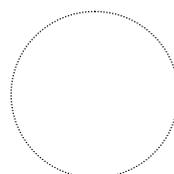
設立時社員 安 川 悟



実印



設立時社員 山 下 今朝夫



実印